

中小企業・小規模事業者の受注機会の拡大について

- ◇ 令和3年9月24日付け経済産業大臣から「令和3年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に準じた措置の実施について」送付
- ◇ 令和3年10月4日国県等到達文書としてスペースに掲載済 ◇令和3年10月8日契約課から全所属あてメールにて周知

中小企業者の受注機会の増大の意義

我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にある。

我が国経済を持続的発展の軌道に乗せていくためには、中小企業者の受注機会の増大を図り、その事業活動の活性化を図ることが重要であり、**早期の事業立て直しのため、更なる配慮が必要**である。

官公需法 ～抜粋～

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律
(昭和41年法律第97号)

(中小企業者に関する国等の契約の**基本方針の作成等**)

第四条 国は、毎年度、国等の契約に関し、国等の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者の受注の機会の増大を図るための基本的な方針を作成するものとする。

(地方公共団体の施策)

第八条 地方公共団体は、国の施策に準じて、**中小企業の受注機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。**

令和3年度の基本方針の概要

令和3年9月24日(金)閣議決定

1 国等の中小企業・小規模事業者向け契約目標

1) 中小企業・小規模事業者向け契約目標(比率・金額)

比率:61% 金額:4兆8,240億円

参考: 令和2年度 目標 60% 4兆7,449億円

実績 55.5% 5兆2,244億円

令和2年度 ※郡山市実績 76.3% 約262億円

2) 新規中小企業者向け契約目標(比率)

比率:3%

令和2年度 ※郡山市実績 1.09%

2 令和3年度に新たに講ずる主な措置

1) 受注者である中小企業・小規模事業者が**最低賃金引上げ分**の円滑な価格転嫁を図ることができるよう**柔軟に契約額の変更に応じること**

2) 新型コロナウイルス**感染症の影響**を受けている中小企業・小規模事業者に対する**配慮を強化**するため入札参加機会の確保のため**柔軟な対応等**を行うこと

◆ 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

1 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

- 1) 官公需相談窓口における相談対応
- 2) 適正な納期・工期の設置及び代金の迅速な支払
- 3) 地域中小企業の適切な評価
- 4) **適切な予定価格の作成**
- 5) **科学的・客観的根拠に基づく適切な契約**
- 6) **官公需を通じた被災地域への支援**（地域性の高い物品の積極的な調達）

2 平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風及び令和2年7月豪雨の被災地域の

上記1の(1)から(4)までと同様の措置

3 新型コロナウイルス感染症の影響を受けていることへの配慮

- 1) 官公需相談窓口における相談対応
- 2) 納期・工期の柔軟な対応及び**代金の迅速な支払**
- 3) **最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成及び契約金額の変更**
- 4) 入札参加機会の確保のための柔軟な対応
- 5) 新型コロナウイルス感染症の**感染拡大を防止するための経費の適切な計上**

4 官公需情報の提供の徹底

- 1) 個別**発注情報の提供と説明**
- 2) 官公需情報ポータルサイトによる情報の一括提供
- 3) 官公需に関する相談体制の整備（商工会及び商工会議所等と連携、適切な支援）

5 中小企業・小規模事業者が受注し易い発注とする工夫

- 1) **総合評価落札方式の適切な活用**（価格以外の要素を適正に評価）
- 2) **分離・分割発注の推進**（適切な発注ロットの設定を前提）
- 3) **適正な納期・工期、納入条件等の設定**（早期発注による平準化）、銘柄指定とならない配慮）
- 4) 調達・契約方法の多様化における中小企業・小規模事業者への配慮（経済合理性に留意）
- 5) **知的財産権の取扱いの明記**（コンテンツ促進法）
- 6) 同一資格等級区分内の者による競争の確保（受注機会の確保）
- 7) 中小企業官公需特定品目等に係る受注の機会の増大
- 8) 調達手続の簡素・合理化（申請書類の統一化、簡素化、電子的手段の導入）
- 9) 地方公共団体と連携した「働き方改革」に留意した発注の共有（地方発注者協議会における連携）

6 中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮

- 1) 小企業者を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮
- 2) 技術力のある中小企業・小規模事業者に対する受注の機会の増大
- 3) 地域の中小企業・小規模事業者等の積極活用
- 4) 中小企業・小規模事業者の適切な評価（適切な地域要件の設定、地域への精通度等）
- 5) 中小建設業者に対する配慮（長時間労働せざるを得ない実態把握）
- 6) 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮（中小企業等経営強化法）
- 7) 中小石油販売業者に対する配慮
- 8) 創意工夫のある中小企業・小規模事業者への参入への配慮
- 9) 外注における地域の中小企業・小規模事業者の活用及び人件費確保等の周知
- 10) 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

7 ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進 報告事項

- 1) ダンピング防止推進の周知（入契法による入札金額内訳書の提出）
- 2) 適切な予定価格の作成（歩切りや予定価格等の事前公表の取りやめ等）
- 3) 低入札価格調査制度の適切な活用等（最低賃金を下回る人件費でないこと）
- 4) 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し（引き上げ分の円滑な価格転嫁）

8 地方公共団体への協力依頼

- 1) 国等の契約の基本方針の要請等
- 2) 国等の契約の基本方針に準じて講じられた措置の実施状況の公表
- 3) 連携推進体制の活用

◆ 新規中小企業者及び組合の活用に関する基本的な事項

1 新規中小企業者の活用に関する基本的な事項

- 1) 新規中小企業への配慮（過去の実績を過度に求めないよう配慮）
- 2) 中小企業基盤整備機構の情報提供業務
- 3) 地方公共団体と連携した地域の新規中小企業者への配慮

2 組合の活用に関する基本的な事項

- 1) 事業協同組合等、官公需適格組合の受注機会の増大
- 2) 官公需適格組合の活用

中小企業・小規模事業者の範囲等

中小企業・小規模事業者の範囲		
1. 会社又は個人		
業 種	(A) 資本金の額又は出資の総額	(B) 常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業その他の業種 (②～⑤に掲げる業種を除く。)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5千万円以下	100人以下
④小売業	5千万円以下	50人以下
⑤政令指定業種		
a. ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
b. ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
c. 旅館業	5千万円以下	200人以下
2. 組 合		
①企業組合		
②協業組合		
③その他特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって次に掲げるもの		
・事業協同組合 ・事業協同小組合 ・共同組合連合会 ・商工組合		
・商工組合連合会 ・商店街振興組合 ・商店街振興組合連合会		

新規中小企業者・・・次のいずれかに該当するものをいう(各年度当初の時点:4月1日現在)

- ①事業を開始した日以後の期間が10年未満の個人
- ②設立の日以後の期間が10年未満の会社(組合は新規中小企業者には含まれない)